

「京銀インターネットEBサービス（外国為替取引サービス）」のご利用にあたっての重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は「京銀インターネットEBサービス（外国為替取引サービス）」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在外国向送金におきましては、財務省リーフレット「外国送金を行う方々へ」に記載の通り、外国為替及び外国貿易法に基づいた経済制裁措置（「貿易に関する支払規制」及び「資金使途規制」）が講じられており、金融機関ではその確認義務が課せられています。

北朝鮮の「貿易に関する支払規制」につきましては、より詳細な確認が必要となっており、直接北朝鮮向けでなくても、その近隣国への輸入決済代金または仲介貿易取引の支払を行う場合は、「船積地」について「都市名」までの確認が求められています。

従前は、「外国為替取引サービス」の「外国向送金受付サービス」をご利用いただく際、輸入決済代金または仲介貿易取引の場合は「原産地」とともに「船積地」を「金融機関への連絡事項」欄にご入力いただき、「国名」のご入力をお願いしていましたが、今後は、北朝鮮の近隣国（中国、韓国、ロシア）向けの場合、「船積地」は船積を行った「都市名」のご入力をお願いいたします。（北朝鮮の近隣国以外の場合も出来る限り「都市名」をご入力願います。）

「原産地」および「船積地」の入力欄を設けていますので、当該欄にご入力願います。

なお、「船積地」等が北朝鮮の近隣都市※の場合や商品（あさり、うに、さるとりいばらの葉等）によっては、当行が北朝鮮向けでないことを確認するために「原産地証明書」「インボイス」「船荷証券」「輸入許可証」等のご提示をお願いします。

※北朝鮮の近隣都市：丹東（Dandong）、延吉（Yanji）、琿春（Hunchun）

誠にご面倒をお掛けいたしますが、諸事情をご賢察のうえ、何とぞご協力の程お願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、お手数ですが、「京銀EBサービス照会センター（外国為替取引サービス専用）」までご連絡ください。（TEL：0120-075-160）

今後とも「京銀インターネットEBサービス（外国為替取引サービス）」をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具